エコアクション21

環境経営レポート

(令和3年度版) 運用期間:令和3年4月~令和4年3月

福岡県弁護士会北九州部会 令和4年5月31日発行

環境経営方針

基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムによって、自然環境を破壊してきました。しかし、資源を使い果たすのではなく、現代の世代が将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていく社会(持続可能な社会)へと方向転換をしつつあります。

現在,かけがえのない地球環境を保全し、環境影響の低い持続可能な社会を構築しようとする市民の意識は強まり、今まさに、温室効果ガス排出量削減など環境保全活動が世界的な流れとして定着しつつあります。

当部会は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、環境負荷の低減、環境保全のため、外部に対する活動を継続し、当会の会務、会館の運営等にあたっては、以下の行動指針にしたがって環境保全の活動に取り組みます。

行動指針

環境経営システムを構築・運用し、環境関連法規等を遵守するとともに、環境負荷の低減に取り組みます。以下の行動指針に基づき、環境目標及び活動計画を定め、定期的な見直しを行い継続性のある活動を展開します。

- 1 二酸化炭素の排出量の削減 節電を励行するとともに、各事務における効率的なエネルギー使用を推進します。
- 2 廃棄物の削減 分別を徹底してリサイクル率を向上します。 書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。
- 3 水使用量の削減 節水に努め、水使用量を削減します。
- 4 環境に配慮した商品等の購入 環境に配慮した商品・サービスの採用・グリーン購入に努めます。
- 5 事業活動に関連する環境関連法規や条例等を遵守します。
- 6 環境問題に関する提言・啓発活動に取り組みます。
- 7 この環境方針は、部会員及び従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い全部 会員及び従業員の環境保全に向けた意識の向上に努めます。
- 8 この環境方針は、広く一般に公表します。

平成 26 年 10 月 1 日制定 令和 2 年 4 月 1 日確認 福岡県弁護士会北九州部会

部会長 中野 荷久 一 電影

1. 事業の概要

1)事業所名 福岡県弁護士会北九州部会 代表者名 部会長 中野 敬一

2)所在地

北九州弁護士会館 福岡県北九州市小倉北区金田1丁目4番2号 魚町法律相談センター 福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号5階 折尾法律相談センター 福岡県北九州市八幡西区折尾4丁目6番16号(折尾YS ビル2階)

豊前法律相談センター 福岡県豊前市大字八屋 2013-2

3)環境管理責任者

環境管理責任者 城戸幸一郎 環境管理担当者 部会事務局 梶原芙美子 連絡先 電話093-561-0360 FAX093-582-0410

4)事業内容

弁護士及び弁護士法人の指導,連絡及び監督に関する事務(弁護士法 31 条) 法律相談サービスの提供

5)事業規模

	北九州弁護	魚町法律相談	折尾法律相	豊前法律相談
	士会館	センター	談センター	センター
従業員数	5名	3 名	2 名	1名
延床面積	1095.35 m ²	26.07 m ²	44.25 m ²	39 m²

6) 事業年度 4月1日~3月31日

7)認証・登録の対象範囲(組織・活動)

福岡県弁護士会北九州部会の、北九州弁護士会館、魚町法律相談センター、 折尾法律相談センター及び豊前法律相談センター

2. 当年度及び中長期環境経営目標

		I			I	I r			
環境目標	単位	平成	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3
		24 年	年度目	年度目	年度目	年度目	年度目	年度	年度
		度	標	標	標	標	標	目標	目標
		(基準							
		年度)							
二酸化炭	素 Kg-CO2	51,464	49,406	48,891	48,376	47,861	47,347	46, 832	46, 574
排出量の	削		以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
減			(4%)	(5%)	(6%)	(7%)	(8%)	(9%)	(9.5%)
電力使	kWh	84,093	80,729	79,888	79,047	78,206	77,366	76, 525	76, 104
用量の			以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
削減			(4%)	(5%)	(6%)	(7%)	(8%)	(9%)	(9.5%)
 廃棄物総i	非 kg	1700	1530 以	1445 以	1,360 以	1,326 以	1,292 以	1, 258	1, 258
出量の削減	咸		下	下	下	下	下	以下	以下
			(10%)	(15%)	(20%)	(22%)	(24%)	(26%)	(26%)
水使用量の	の m [®]	0.97	-	-	-	-	-	-	0.82以
削減	(部会員一								下
	人当たり								(15%)
	使用量)1								
グリーン購	新たに購入を	0	3	4	5	6	6	6	6
入の推進	開始した環境								
(事務用品	ラベル商品の								
	種類								
環境問題(こ 会員・一般市	0	2	3	4	5	5	5	5
関する提	民を対象とした								
言∙啓発活	提言•啓発活								
動	動の回数								
	I	1	l .	l	1	1	l	l	

※環境目標策定における電力の二酸化炭素実排出係数は、九電の平成 24 年度の排出係数0. 612 (kg-CO2/kwh)を用いた。

_

¹ 令和3年度より、一人当たり使用量で環境目標を設定することに変更。基準年度目標値は、平成24 年4月1日時点の会員数で除した一人当たり使用量の数値である。

3. 当年度の環境経営計画

(1) 二酸化炭素総排出量(電気使用量)の9.5%削減

取組目標	活動項目
電力使用量の削減	(1) エアコンの設定温度を決めた上で(夏季 28 度、
	冬季 22 度)、事務局と連携を取り実行する。エアコ
	ンの利用が不要と考えられる時期は、原則エアコン
	の運転停止とすることも検討する。
	(2) 夜間・休日・長時間席を離れる時は、PC・
	プリンタ一等の主電源を切る。
	(3)エレベーターの使用を控え、階段を使用す
	るよう努める。
	(4) 使用していない部屋の電気を切る。
	(5)電力使用量削減の注意喚起のラベル貼り
	(具体的な行動の要請を意識したもの)
	(6)特定電気事業者からの電力購入継続
	(7)web 会議の方法による弁護士会執行部関連
	会議・各種委員会開催の促進
	※(1)(2)(4)(5)は、各法律相談センターにおいても
	同様に活動する。

(2) 廃棄物総排出量の 26%削減

取組目標	活動項目
加一・カーの出げ	(1) 両面・集約コピー、裏紙活用、文書の簡素化等によって、
│一般ごみの削減 │	より一層の
	よって、より一層の紙使用量の削減
	に努める。特に、再生紙利用についてはさらなる
利用を促す。	
	(2) 打合せや会議において, ホワイトボードや
	プロジェクターの利用により、ペーパーレス
	化に努める。
	(3)web 会議の方法による弁護士会執行部関連
	会議・各種委員会開催の促進により会議に使
	用する紙を削減する。

- (4) 使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制する。
- (5) 詰め替え可能な製品の利用や備品の修 理等により、製品等の長期使用を推進する。
- (6)弁護士会業務関連文書の削減のため、メール等 の電子媒体の利用への切り替えを促進する。
- (7)各委員会配布文書について、ペーパーレス化の取組状況を確認する。
- (8)多くの紙資源を消費している弁護士会内広報物についても、紙媒体での配布の必要性等を検討する。
- ※上記(1)~(5)は、各法律相談センターにおいても同様に活動する。

(3) 水使用量の3%削減

取組目標	活動項目
節水活動	(1) 水を出しっぱなしにしない。(2) 節水活動の注意喚起のラベル貼り。(3)(2)の徹底・強化(4)部会館全階の大便器について節水型トイレ への切替え

(4) グリーン購入の推進

取組目標	活動項目
環境ラベル商品の購 入	(1) 日常的に大量消費する事務用品6種類を
	環境ラベル商品へ切り替える。
	※各法律相談センターにおいても、切替えた環
	境ラベル商品を使用する。

(5) 環境問題に関する提言・啓発活動

Г		

取組目標	活動項目
部会員・一般市民の 環境	(1) 部会員メーリングリストを通じて、クールビズ
問題に対する意識の	やウォームビズに関する情報を積極的に
向上	提供する。
	(2)特定電気事業者(ミツウロコ)からの電力購入
	開始を HP 上で引き続き一般市民に発信する。
	(3)一般市民を対象に、各法律相談センターにて
	EA21 の制度内容・当会の取組を発信する。
	(4)部会広報物のペーパーレス化促進。
	(5)部会集会等を通じて、EA21 の取組内容・成果
	や、ペーパーレスのアイデア等を積極的に
	報告・発信する。
	(6)全国環境マネジメントシステムサミットを主催
	する。

4. 目標の実績

R3.4からR4.3目標の実績

項目		単位	平成 24 年 度 (基準 年)	令和3年 度(4月~ 令和4年3 月) 12か月の 目標	令和3年 (4月~令 和4年3 月) 12か月の 実績	目標の達成 率
二酸化炭素技	非出量 	Kg— CO2	51, 464	46, 574 以下	38, 580	120%
	電力使用量	kWh	84, 093	76, 104 以下	77, 471	98%
廃棄物の排出量		kg	1700	1, 258 以下	926	135%
水使用量	<u>a</u> <u>a</u>	が (部会員 一人当 たり使 用量)	0. 97	0.82 以下	0. 55	147%
グリーン化商品の進	の購入推	種類	0	6	6	100%
環境問題に関す 啓発活動	る提言・	件	0	5	5	100%

[※]平成24年度(基準年)及び令和3年度4月~3月の12ヵ月の目標における,電力の二酸化炭素 排出係数は,九電の平成24年度の排出係数0.612(kg-CO2/kwh)を用いた。他方,当会は平成28年1月1日よりミツウロコからの電力購入を開始しており,これによる二酸化炭素排出量の削減の程度を正確に測るために,令和3年度4月~3月の12ヵ月の実績においては、ミツウロコのH27の排出係数0.498を用いた。なお、電力使用量については、各法律相談センターも含んだ数値である(ただし、豊前法律相談センターは、電気料金が家賃・共益費込であるため、測定不能)

[※]仮に、令和3年度4月~3月の12ヵ月の実績において、基準年度の平成24年度における九電の 排出係数0.612(kg-CO2/kwh)を用いた場合、47,412Kg-CO2となる。

[※]令和 3 年度 4 月~3 月の水使用量(合計)は 131 ㎡であり、同数値を R3.4.1 現在の部会員数 234 名で除した一人当たり使用量が上記表中の数値となる。

5. 環境経営計画の取り組み結果とその評価

5-1 二酸化炭素排出量の削減(電力使用量削減)

令和3年4月~令和4年3月(令和3年度)は、二酸化炭素排出量の削減目標を46、574kg-CO2以下(基準年度の9.5%以下)としたが、実績は38、580kg-CO2の排出に留まった。これは目標の120%達成となる。

他方で、電力使用量自体については、目標値であった76、104kWh 以下(基準年度の9.5%以下)に対して、実績は77、471kWh の使用となり、目標未達となった。

別表記載のとおり、二酸化炭素排出量及び電力使用量の中期的な実績を見ると、順調に 削減傾向にあるものの、令和3年度の電力使用量については過去最低の数値となった。電力 使用量高騰の要因としては、令和3年度はコロナ2年目であり弁護士会館における弁護士会 活動も前年度より活発となったところ、依然として感染対策の観点から喚起をしつつ空調を利 用することを余儀なくされた点が挙げられる。

5-2 廃棄物の排出量削減

令和3年4月~令和4年3月(令和3年度)は数値目標を1, 258kg 以下としたが、実績は9 26kg にとどまった。

平成27年度以降, 継続して, 両面・集約コピーや裏紙活用, 会議配布資料の電子化による 削減, 使い捨て製品の使用の抑制等より一層の紙資源の無駄遣いの防止に努めている。加 えて、昨年度より実施している広報物のペーパーレス化促進、web 会議による各種会議開催 の促進により、紙廃棄物の削減が実現できたものと考えられる。

5-3 水使用量の削減

令和3年4月~令和4年3月(令和3年度)は数値目標を一人当たり使用量方式に変更し、0. 97㎡以下とした。これに対して、一人当たり使用量の実績は0.55㎡に留まった。これは目標の 147%達成となる。

エコアクション21導入以降取り組んできた節水の呼びかけに加えて、令和3年度は弁護士会館全体の大便器について設備更新を行い、節水型トイレに切り替えたことが目標達成の大きな要因になっていると考えられる。

5-4 グリーン化商品の購入推進

購入目標を6種類とし、実績も6種類であるため、100%達成ができた。EA委員会が積極的にグリーン化商品の購入を主導したこと、内部コミュニケーションにて環境への配慮の必要性をより一層理解してもらえたことが要因となっていると考えられる。

5-5 環境問題に関する提言・啓発活動

令和3年度は、部会員に対するメーリングリストを利用した節電に関する情報提供を行ったほか、部会員が集まる部会集会におけるエコアクション21の紹介・実績報告、当会各委員会の委員長が集まる委員長会議における環境配慮型の会議の要請、全国の弁護士会を対象とした全国環境マネジメントシステムサミットの主催及び実績報告等の啓発活動を行った。

5-6 実施体制

令和3年度も従前からと同様、当会の公害環境委員会においてエコアクション21チームを組成し、現場実施責任者・梶原事務員の取りまとめのもと、環境管理責任者を中心として毎月1回の委員会開催に合わせて、目標と実績管理を行った。

6. 次年度の環境経営計画

(1) 二酸化炭素総排出量(電気使用量)の 1%削減

取組目標	活動項目
電力使用量の削減	(1) エアコンの設定温度を決めた上で(夏季 28 度、
	冬季 22 度)、事務局と連携を取り実行する。エアコ
	ンの利用が不要と考えられる時期は、原則エアコン
	の運転停止とすることも検討する。
	(2) 夜間・休日・長時間席を離れる時は、PC・
	プリンター等の主電源を切る。
	(3)エレベーターの使用を控え、階段を使用す
	るよう努める。
	(4) 使用していない部屋の電気を切る。
	(5)電力使用量削減の注意喚起のラベル貼り
	(具体的な行動の要請を意識したもの)
	(6)特定電気事業者からの電力購入継続
	(7)web 会議の方法による弁護士会執行部関連
	会議・各種委員会開催の促進
	(8)省エネ性能の高い空調設備への切替え
	※(1)(2)(4)(5)は、各法律相談センターにおいても
	同様に活動する。

(2) 廃棄物総排出量につき基準年の数値を維持(会員数の増加を見込み実質的に削減)

取組目標	活動項目
一般ごみの削減 (1) 両面・集約コピー、裏紙活用、文書の簡素化等によって、より一層のよって、より一層の紙使用量の削減	
	に努める。特に、再生紙利用についてはさらなる利用を促す。 (2) 打合せや会議において,ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス 化に努める。

- (3)新設されたグループウェアシステムの活用 ・web 会議の方法による弁護士会執行部関連 会議・各種委員会開催の促進により会議に使 用する紙を削減する。
- (4) 使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制する。
- (5) 詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を推進する。
- (6)弁護士会業務関連文書の削減のため、メール等の電子媒体の利用への切り替えを促進する。
- (7)各委員会配布文書について、ペーパーレス化の取組状況を確認する。
- (8)多くの紙資源を消費している弁護士会内広報物についても、紙媒体での配布の必要性等を検討する。
- ※上記(1)~(5)は、各法律相談センターにおいても 同様に活動する。

(3) 水使用量の3%削減

取組目標	活動項目
節水活動	(1) 水を出しっぱなしにしない。(2) 節水活動の注意喚起のラベル貼り。(3)(2)の徹底・強化

(4) グリーン購入の推進

取組目標	活動項目
環境ラベル商品の購入	(1) 日常的に大量消費する事務用品6種類を 環境ラベル商品へ切り替える。 ※各法律相談センターにおいても、切替えた環 境ラベル商品を使用する。

(5) 環境問題に関する提言・啓発活動

取組目標	活動項目
部会員・一般市民の環 境	(1) 部会員メーリングリストを通じて、クールビズ
問題に対する意識の	やウォームビズに関する情報を積極的に
向上	提供する。
	(2)特定電気事業者(ミツウロコ)からの電力購入
	開始を HP 上で引き続き一般市民に発信する。
	(3)一般市民を対象に、各法律相談センターにて
	EA21 の制度内容・当会の取組を発信する。
	(4)部会広報物のペーパーレス化促進。
	(5)部会集会等を通じて、EA21 の取組内容・成果
	や、ペーパーレスのアイデア等を積極的に
	報告・発信する。
	(6)広谷湿原のラムサール条約登録に向けた
	啓蒙活動。

令和3年度(令和3年4月~令和4年3月)は、電力使用量以外の環境目標については、いずれの数値目標も達成できた。

令和4年度は、令和2年度及び令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス対策の影響が大きいことが予想される。令和3年度においては、電力使用量が過去最低実績となってしまったものの、感染対策に換気を十分に行うことは奨励されるべきことであり、これにより空調設備に負荷がかかることもやむを得ないことである。弁護士会における会議の開催方法については、引き続き web 会議での開催を呼び掛けていきたいが、弁護士会活動の活性化という観点から一定の限界がある。以上を踏まえ、令和4年度の行動計画としては、感染対策を十分に講じつつも環境へも配慮するように会館利用者に積極的に呼びかけをすることを重視していきたい。

また、中長期的な環境への負荷の削減という点でより重要な行動計画として、令和4年度は弁護士会館における空調設備の全面更新を予定している。これにより、最新の省エネ性能を有する空調設備への切替えが行われ、電力使用量の大幅な削減が見込める。

その他の削減項目やテーマについても、エコアクション委員会を中心に、部会事務局とも内部コミュニケーションを深めて、削減効果の高い取組を検討・実施したい。

さらに、環境問題に関する提言・啓発活動についても、活動内容を年度初期にある程度確定させた上で、計画的に実施できるよう対応したい。

7. 環境関連法規への違反, 訴訟等の有無

環境関連法の遵守状況をチェックした結果違反はなかった。なお、関係当局より違反の指摘、利害 関係者からの訴訟もこれまでに一切なかった。

8. 代表者による全体評価と見直しの結果

当会では、令和3年度も各自が役割に応じて環境経営計画を実行に移し、環境への負荷の低減に努めた。その結果、令和3年度の環境目標・環境経営計画の達成状況は、ほとんどの項目で目標値を上回る実績値となった。

環境問題に関する提言・啓発活動については、計画的に提言内容・啓発活動の内容が立案・実施され、少なくない目標件数を達成できた。特に、福岡県弁護士会として全国環境マネジメントシステムサミットを主催及び実績報告を行った点は、今後の環境マネジメントシステムの普及に大きく寄与する活動であり高く評価したい。

また, 当会が平成30年度より積極的に奨励しているペーパーレス化の取組及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う web 会議の促進も, 引き続き弁護士会業務関連文書の大幅な削減に貢献しており, 令和2年度に引き続き令和3年度も高い目標達成水準となった。

さらに、例年の課題であった水使用量の削減についても、令和3年度は数値目標を達成できた。 エコアクション21導入以来積極的に取り組んできた節水の呼びかけというソフト面の取組みに加え て、弁護士会館のすべての大便器を節水型トイレに設備更新したハード面の取組みが功を奏して いるものと考えられる。

ただし、電力使用量については、令和2年度に引き続き、令和3年度も低い実績となってしまい、数値目標も達成できなかった。前述のとおり、コロナ対策と環境負荷削減を両立させることは非常に困難を伴うものであり、弁護士会として前者を軽視することは決してできないため、このような結果となってしまったことは致し方ないところもある。令和4年度は、コロナ対策を万全に講じつつも、できうる限り電力使用量に配慮するよう会館利用者に積極的に呼びかけたい。また、老朽化が進む空調設備を一新し、より環境効率の良い設備への切替えを進めたい。

例年実施しているエコツーリズムについては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかった。同状況の収束後、実施予定である。

以上